

Business News

第236号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。またBusiness Newsを定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、有限会社あいち経営コンサルタントの寄稿による「トラック運送事業者に関する行政処分基準の強化」の第2回として、「健康状態の把握義務違反」、「社会保険等未加入」についてご案内します。

トラック運送事業者の行政処分基準の強化（2）健康状態の把握義務違反等

2018年7月1日より、自動車運送事業者（トラック、バス、タクシー）への行政処分基準が強化されます。今回は、処分量定が引き上げられる過労防止関連の3つの違反のうち、「健康状態の把握義務違反」、「社会保険等未加入」について解説いたします。

■健康状態の把握義務違反＜初違反の場合＞

【改正前】未受診ドライバーが、全体の50%未満で「警告」、50%以上でも「10日車」の車両停止

【改正後】年1回の健康診断未受診者が1名で「警告」、2名で「20日車」の車両停止、3名以上で「40日車」の車両停止

健診未受診	改正前	改正後
全ドライバーの50%未満	警告	—
全ドライバーの50%以上	10日車	—
1名	—	警告
2名	—	20日車
3名以上	—	40日車

健康診断の受け忘れや期限を超える受け遅れのドライバーが3名いれば、初違反でも「40日車」の車両停止のリスクがあります。今まで「警告」で済んでいたことを考えると、相当厳しくなると言えます。

■社会保険等未加入＜初違反の場合＞

【改正前】一部未加入で「10日車」の車両停止、全部未加入で「20日車」の車両停止

【改正後】1名未加入で「警告」、2名未加入で「20日車」の車両停止、3名以上で「40日車」の車両停止

社会保険未加入	改正前	改正後
加入対象者の一部	10日車	—
加入対象者の全て	20日車	—
1名	—	警告
2名	—	20日車
3名以上	—	40日車

特に注意したいのは、試用期間中のドライバーとアルバイトのドライバー（一般のドライバーと比べ勤務日数が少ない）です。試用期間中であっても、社会保険等は入社後すぐに加入させなければなりません。また、アルバイトのドライバーでも、一定の基準に該当すれば社会保険等の加入が義務となります（例えば雇用保険の場合は、雇用期間31日以上、かつ週の所定労働時間20時間以上で加入手続きが必要）。社会保険に加入すべきドライバーが未加入となっていないか、今一度、見直しをしましょう。

※その他詳細は、国土交通省HPをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000338.html

（有限会社あいち経営コンサルタント）

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: keiei_support@ms-ins.com
 三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>
 ※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様に有益な情報を提供しています。 18-ニュース-276